【規程番号　神女大短Ⅶ－001】

神戸女子大学・神戸女子短期大学標章等使用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の標章等の使用について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　本学における標章等とは、大学・短期大学、学部・学科・課程、研究科・専攻等の名称及びロゴマーク、ロゴ組等の文字、図形等とする。

（標章等の使用）

第３条　標章等の使用にあたっては、本学の尊厳及び品位を損なわないよう配慮した上で、標章等を使用することができるものとする。

（申込み）

第４条　標章等を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、「標章等使用申込書（様式１）」を学長に提出するものとする。

２　教員が行う教育研究活動及び本学事務組織規程に規定する所掌事務に関して標章等を使用しようとする場合は、この限りではない。

（承認）

第５条　学長は、前条に定める申込みがあった場合、部局長等会議の意見を聴き、当該標章等の使用を許可するか否かを決定する。ただし、申込内容が本学部局長等会議規程第６条に規定する審議事項に含まれない場合は稟議とし、学長承認により決定する。

２　学長は、前項の決定内容を「標章等使用（許可・不許可）通知書（様式２）」により申込者に通知する。

（合意書の締結）

第６条　本学の専任教職員及び学生以外の団体等が標章等を使用する場合、次の各号の一に該当するものは別途合意書を取り交わすものとする。

(1) 商業利用を目的とするもの

(2) 製品化に伴うもの

(3) その他、学長が必要と認めたもの

（使用料）

第７条　標章等の使用料は、無償とする。

（第三者の使用の禁止）

第８条　標章等の使用許可を受けた申込者は、本学の書面による同意なしに第三者に使用させてはならない。

（報告）

第９条　申込者は、許可された製品等、または実際の使用状況がわかる資料等を速やかに学長に提出しなければならない。

（使用の取消等）

第10条　学長は、標章等の使用が適切でないと認めたときは、許可の取消、又は使用の中止等の必要な措置をとることができる。

２　前項の措置により損害が生じた場合、本学はその責を負わない。

（事務）

第11条　この規程に関する事務は、次の各課室が行う。

(1) 教員等の研究活動に関するもの（総務課（大学庶務担当））

(2) 学生の諸活動に関するもの（学生課）

(3) 地域連携活動に関するもの（学生課）

(4) その他、各部署の所掌業務に関するもの（各担当課室）

２　前項第２号については、原則として学生が申込者のものとする。

（改廃）

第12条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成29年9月5日から施行し、平成29年9月1日から適用する。

附　則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（事務組織名称の変更）